

四日市市告示第93号

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年四日市市告示第137号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象資格)</p> <p>第3条 訓練促進給付金の支給の対象となる資格（以下「対象資格」という。）は、次の各号に掲げる資格とする。</p> <p>(1)から(13)まで (略)</p> <p>(14) その他前各号に準じ<u>四日市市社会福祉事務所長</u>（以下「<u>所長</u>」という。）が定める資格</p>	<p>(対象資格)</p> <p>第3条 訓練促進給付金の支給の対象となる資格（以下「対象資格」という。）は、次の各号に掲げる資格とする。</p> <p>(1)から(13)まで (略)</p> <p>(14) その他前各号に準じ<u>市長</u>が定める資格</p>
<p>(事前相談)</p> <p>第7条 <u>所長</u>は、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として事前相談を実施し、受給希望者の事前把握に努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(事前相談)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として事前相談を実施し、受給希望者の事前把握に努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(支給の申請)</p> <p>第8条 給付金の支給を受けようとする</p>	<p>(支給の申請)</p> <p>第8条 給付金の支給を受けようとする</p>

者は、所長に対して、四日市市高等職業訓練促進給付金等支給申請書（第1号様式。以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。ただし、訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

2 支給申請書には、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、当該各号に規定する書類を添付しなければならない。ただし、所長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、これを省略することができる。

(1)及び(2) (略)

3 (略)

(支給の決定)

第9条 所長は、前条の支給申請があったときは、申請者が支給条件に該当しているかを審査し、その緊急性や必要性について考慮したうえ速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨を四日市市高等職業訓練促進給付金等支給（不支給）決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 (略)

(受給者の状況の確認)

者は、市長に対して、四日市市高等職業訓練促進給付金等支給申請書（第1号様式。以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。ただし、訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

2 支給申請書には、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、当該各号に規定する書類を添付しなければならない。ただし、市長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、これを省略することができる。

(1)及び(2) (略)

3 (略)

(支給の決定)

第9条 市長は、前条の支給申請があったときは、申請者が支給条件に該当しているかを審査し、その緊急性や必要性について考慮したうえ速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨を四日市市高等職業訓練促進給付金等支給（不支給）決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 (略)

(受給者の状況の確認)

第10条 所長は、給付金の支給を受けている母子家庭の母又は父子家庭の父（以下「受給者」という。）が養成機関に在籍していることを確認するため、受給者に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めることができる。

2 受給者は、第4条に規定する支給要件に該当しなくなったときは、14日以内に四日市市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届（第4号様式）により所長に届け出なければならない。

3 受給者は、当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市民税の課税状況が変わったとき又は世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、その事実を確認できる書類を添付のうえ、四日市市高等職業訓練促進給付金申請内容変更届（第5号様式）により所長に届け出なければならない。

（支給決定の取消通知等）

第11条 所長は、受給者が支給要件に

第10条 市長は、給付金の支給を受けている母子家庭の母又は父子家庭の父（以下「受給者」という。）が養成機関に在籍していることを確認するため、受給者に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めることができる。

2 受給者は、第4条に規定する支給要件に該当しなくなったときは、14日以内に四日市市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

3 受給者は、当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市民税の課税状況が変わったとき又は世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、その事実を確認できる書類を添付のうえ、四日市市高等職業訓練促進給付金申請内容変更届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（支給決定の取消通知等）

第11条 市長は、受給者が支給要件に

該当しなくなったときは、その支給決定を取り消すとともに、遅滞なく、その旨を当該受給者に四日市市高等職業訓練促進給付金等支給停止通知書（第6号様式）により通知するものとする。

- 2 所長は、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わったときは、その支給額を変更するとともに、遅滞なく、その旨を当該受給者に四日市市高等職業訓練促進給付金等支給額変更通知書（第7号様式）により通知するものとする。

該当しなくなったときは、その支給決定を取り消すとともに、遅滞なく、その旨を当該受給者に四日市市高等職業訓練促進給付金等支給停止通知書（第6号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わったときは、その支給額を変更するとともに、遅滞なく、その旨を当該受給者に四日市市高等職業訓練促進給付金等支給額変更通知書（第7号様式）により通知するものとする。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条関係）表面

四日市市高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

申請者

印

四日市市（高等職業訓練促進給付金 ・ 高等職業訓練修了支援給付金）の支給を受けたいので下記及び裏面により申請します。 ※いずれかを○で囲んでください。

フリガナ				生 年	年 月 日	
氏 名				月 日	(歳)	
(個人番号)		()				
住 所		(〒 -)			電話	
過去の受給の有無		過去に高等職業訓練促進給付金等を受けたことが (ある・ない)				
養成機 関及び 修業内 容につ いて	養成 機関名					
	住 所				電話 ()	
	修業期間	年 月 日～ 年 月 日		養成区分	昼間・夜間	
	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士 作業療法士・その他 ()				
希望する支払い金融 機関		金融機関名			口座の種類 普通・当座・ その他	
		支店名			口座番号	
		口座名義 (フリガナ)				
児童扶養手当の受給 状況		受給している			受給していない	
<p>高等職業訓練促進給付金等の支給事務に当たり、四日市市社会福祉事務所長が市の保有する私に関する個人情報 () を利用することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 氏名 印</p>						

裏面

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について			
1 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 () 歳
	個人番号		
住 所	(〒 -)		続柄
2 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 () 歳
	個人番号		
住 所	(〒 -)		続柄
3 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 () 歳
	個人番号		
住 所	(〒 -)		続柄
4 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 () 歳
	個人番号		
住 所	(〒 -)		続柄
5 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 () 歳
	個人番号		
住 所	(〒 -)		続柄
備考			

第2号様式（第9条関係）

四日市市高等職業訓練促進給付金等支給（不支給）決定通知書

第 年 月 日 号

様

四日市市社会福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金は、下記のとおり 支給する ・支給しない ことに決定しましたので通知します。

フリガナ			生 年	年 月 日
氏 名			月 日	(歳)
住 所		(〒 -)		
養成 機 関 及 び 修 業 内 容	養 成 機 関 名			
	修 業 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	養成区分	昼間・夜間・通信
	資 格	看護師 ・ 介護福祉士 ・ 保育士 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ その他 ()		
支給額		月額 円		
支給対象期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
振込口座		銀行 支店・本店 ()		
不支給理由				
(備考)				

第4号様式から第7号様式までを次のように改める。

第4号様式（第10条関係）

四日市市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届

提出日 年 月 日

氏 名	フリガナ
住 所・電話番号	
受給資格がなくなつた理由	<ul style="list-style-type: none">・ 法第6条第1項の配偶者のない女子でなくなったため・ 四日市市に住所を有しなくなったため・ 養成機関への修業を取りやめたため・ その他 ()
理由が発生した日	年 月 日
<p>上記のとおり、四日市市高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。</p> <p>四日市市社会福祉事務所長 あて</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>	

第5号様式（第10条関係）

四日市市高等職業訓練促進給付金申請内容変更届

フリガナ 氏名		生年 月日	年 月 日 (歳)
住所・電話番号	(〒 -)	電話 () -	
変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者または、同一世帯に属する者の市民税の課税の状況がかわったため ・ 世帯を構成する者に異動があったため ・ その他 () 		
理由が発生した日	平成 年 月 日		
<p>上記のとおり、四日市市高等職業訓練促進給付金の申請内容が変更になりましたので届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>四日市市社会福祉事務所長 あて</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>			

第6号様式（第11条関係）

四日市市高等職業訓練促進給付金等支給停止通知書

第 号
平成 年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

印

下記のとおり決定いたしましたので通知します。

フリガナ 氏名		生 年 日 月 日	年 月 日 (歳)
住 所	(〒 -)	電話 () -	
受給資格が なくなった事由			
支給停止開始月	平成 年 月～		
(備考)			

第7号様式（第11条関係）

四日市市高等職業訓練促進給付金等支給額変更通知書

第 号
平成 年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

印

下記のとおり決定いたしましたので通知します。

フリガナ 氏名		生 年 日 月 日	年 月 日 (歳)
住 所	(〒 -)		電話 () -
支 給 額			
支給金額が 変更になった事由			
変更支給額支給開始月	平成 年 月～		
(備考)			

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)